

# 消費増税控え「場当たり」

## 来年度税制大綱

政府税制調査会が10日未明に決める2012年度税制改正大綱は、増税減税だけでなく、船舶やナフサなどの税制優遇が乱れ、小粒減税を寄せ集

本丸とも言える消費増税研究開発減税延長などで消費増税設備投資が失速しないように配慮した。だが年末に本格化する消費増税議論の直前に税制議論が紛糾するのを避けた。所得税や酒、たばこなど野党調整が

難しい項目については早々と先送りを決めたにもかかわらず、残った「小粒案件」で迷走した。例えば自動車重量税。「消費税率上げと同時期に見直す」はずだったが、9日深夜に及んだ協議で政府は廃止を求める民主

党に押し切られ、12年度の減税を確約した。来年3月末で期限切れを迎える石油化学製品の原料ナフサにかかる石油石炭税について、免税措置延長も与党に示した。税制優遇は「適用期限の定めをなくす」として実

質恒久化に踏み切った。それでも消費増税議論を修正する迷走したことで、消費増税議論には暗雲が漂う。日本の公債残高は国内総生産(GDP)比で200%と主要国で突出する。意思決定が遅ければ、欧州を覆う金融市場の不安心理が日本にも波及しかねない。

## 贈与税特例を延長

### 住宅ローン減税「省エネ」に上乗せ

#### 住宅減税

政府は2012年度税制改正で、住宅購入への税優遇を拡充する。親や

祖父母から購入資金を援助してもらった際の贈与税を非課税とする措置を延

長。省エネや耐震性能の高い住宅には非課税枠を上乗せする。省エネ住宅

については住宅ローン減税も上乗せし、優良住宅

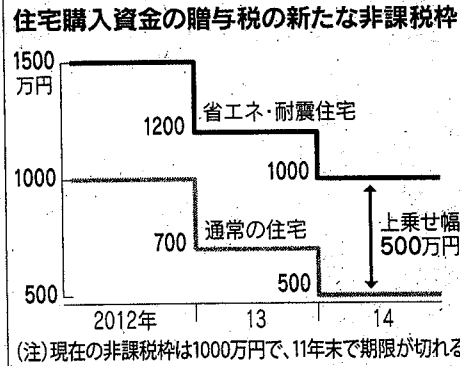
への投資促進を狙う。政府・民主党は自動車課税の軽減をめくっても調整

中で、住宅や車といった大型消費の活性化を目指す。

現行制度では、11年中に親などから住宅資金の贈与を受けた場合の非課税枠は1千万円。贈与税の基礎控除

12年度改正では住宅ローン減税も見直し、省エ

ネ住宅に優遇を上乗せする。12年に住宅を買う場合、通常の住宅は10年間最大300万円を所得



(注)現在の非課税枠は1000万円、11年末で期限が切れる

政府は2012年度税制改正で、住宅購入への税優遇を拡充する。親や祖父母から購入資金を援助してもらった際の贈与税を非課税とする措置を延長する。省エネや耐震性能の高い住宅には非課税枠を上乗せする。

省エネや耐震性能の高い住宅には非課税枠を上乗せする。省エネ住宅については住宅ローン減税も上乗せし、優良住宅への投資促進を狙う。

政府・民主党は自動車課税の軽減をめくっても調整の中で、住宅や車といった大型消費の活性化を目指す。

現行制度では、11年中に親などから住宅資金の贈与を受けた場合の非課税枠は1千万円。贈与税の基礎控除

12年度改正では住宅ローン減税も見直し、省エ

ネ住宅に優遇を上乗せする。12年に住宅を買う場合、通常の住宅は10年間最大300万円を所得

最大300万円を所得

最大300万円を所得

### 企業関連の税制改正のポイント

**研究開発減税を延長**  
企業の試験研究費の一部を法人税額から上乗せ控除する期限措置を2年延長

**事業用資産の買い替えに対する税優遇を延長**  
10年以上保有した事業用の土地・建物売り、別の土地・建物・機械設備を買った場合の税優遇措置について、一部縮小した上で3年延長

**軽油引取税の免税特例の延長**  
船舶・鉄道・建設機械などの動力用軽油にかかる軽油引取税について免税特例を3年延長。利用率の低い業種に限り特例廃止

**中小企業の投資促進税制の拡充**  
中小企業が一定の設備投資やIT投資をした場合に税額控除などを認める制度について、拡充したうえで2年延長

**復興増税**  
法人税は国税と地方税を合わせた実質的な負担である実効税率をいったん5%下げたうえで、12年4月から3年に限って税率を約2.4%上乗せする

## 研究開発減税の延長など

### 企業減税

企業関連では研究開発減税の延長など投資促進に重点を置いた大綱になる。生産性向上につながる投資は成長戦略の要となる。東日本大震災や原子力発電所事故の被災地向けに産業再生や雇用増のための法人減税も盛り込む。

中小向けでは、設備投資減税の対象機器の範囲を広げる。機械やソフトウェアに加え、製品の品質管理に使う「試験機器」を追加する。投資額の30%を初年度に減価償却し、7%を法人税額から控除したりできる。

新技術やサービスの開発費用である「試験研究費」を法人税額から控除できる制度についても、控除の上乗せ特例を2年延長する。直近3年の平

均を上回って支出した研究費の一部を控除する「増大型」、売上高の10%を超える研究費の一部を控除する「高水準型」の両方を継続。通常の控除とあわせて最大で法人税額の30%まで控除を受けられる。

事業用資産の買い替えを優遇する特例も3年延長する。10年以上保有した事業用の土地・建物売り、別の土地・建物や

## エコカー補助金300億円

政府・民主党は9日、自動車重量税の「上乗せ」を2012年度に半減することを決めた。重量税は自動車燃費基準に

よって異なる。規定の基準を満たす車は上乗せ分が全廃され、本来の税額だけになる。1.5トンの乗用車の税額は1万5000円から7500円に半減する。基準を満たさない車は15000円の減税

に上乗せし、1万3500円とする。第4次補正予算案で3000億円規模のエコカー補助金を盛り込むことも決まった。環境基準を満たす車を新車や買い替えて購入する際に補助金を受け取れる。09年4月〜10年9月まで実施し約5800億円を投じた。

東日本大震災や原子力発電所の事故を受け、住宅の耐震性能や環境性能が重視されている。12年度改正では省エネなど質の高い住宅を後押しする姿勢を鮮明にする。

機械設備を買い替える売却益の課税を先延ばしできる。ただ、300平方メートル以下の土地への買い替えは優遇の対象外にする。設備投資に資金を向けさせるためだ。

海外の資源開発などリスクの高い事業に出資した企業が、損失に備えて積み準備金を経費に認められる「海外投資等損失準備金」制度も2年延長する。福島第1原子力発電所の事故を受けてエネルギー安全保障の重要性が増すなか、海外の資源権益の確保を後押しする。

船舶の積載能力に応じた課税する「トン数税制」の対象船舶を広げる。

**固定資産税は一部課税強化**  
来年度に大幅な増収が見込まれる固定資産税は、一部優遇措置を見直し課税を強化する。政府税制調査会では住宅用地にかかる負担軽減策の見直しを検討してきたが、地価の大幅な変動で税額が急激に増えないようにするために設けた特例措置は段階的に廃止することになった。ただ小規模宅地の税額引き上げなどが決まれば、3年後に先送りした。